

鹿児島県事業継続一時支援金給付事業運営業務運営委託仕様書

1 委託業務名

鹿児島県事業継続一時支援金給付事業運営業務委託

2 業務の目的

県による飲食店への営業時間短縮要請、県外との往来自粛要請等に伴い、事業収入が大きく減少している県内事業者を支援するため、事業全般に広く使える支援金を給付する。

3 支援事業の概要

(1) 対象者： (2) に定める対象期間のうち、ひと月の事業収入が前年又は前々年同月比50%以上減少している中小法人等（中小企業、医療法人、農業法人、NPO法人等）、個人事業者等であって次の全ての要件を満たすもの。（約9,600者程度を想定）

- ① 鹿児島県内に、
 - ・ 本店を有する法人であること。（株式会社等）
 - ・ 主たる事務所を有する法人であること。（医療法人、農業法人、NPO法人等）
 - ・ 主たる事業所を有する又は納税地としている個人事業者であること。
- ② 事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- ③ 県が令和3年5月から6月までの間に行った営業時間短縮要請の対象である飲食店を有していないこと。
- ④ 国の月次支援金（令和3年5月分、6月分）を受給しておらず、今後受給しないこと。
- ⑤ 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当しないこと。また、前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画していないこと。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、この補助金の目的を達成するために必要なこととして鹿児島県が定めること。

※ 対象者の要件は、変更になることがあります。

(2) 対象期間：令和3年5月～6月

(3) 給付額：対象期間のうち、ひと月の事業収入が前年又は前々年同月比で50%以上減少した事業者に対し、法人は上限額30万円、個人事業者は上限額15万円（算定方法は別紙1を参照）

(4) 申請期間(予定)：令和3年7月26日(月)から令和3年9月7日(火)(当日消印有効)
※ ただし、国の月次支援金に申請し不給付となった者については、令和3年10月31日(日)までとする。

※ 申請は、申請者1件につき、1回までとすること。

(5) 事業スキーム：別紙2のとおり

※ ただし、本事業は、令和3年6月県議会定例会における補正予算の成立により実施するものとする。なお、不成立の場合、本事業は実施しない。

4 履行期間

令和3年7月13日（火）から令和3年11月30日（火）

5 業務の内容

(1) 事務局の設置・運営

- ・ 本事業を実施する事務局を県内に設置し、業務を行う人員について、以下のとおり確保すること。

期間	事務局業務	コールセンター業務	審査業務
7月	5人以上	10人以上	
8月～9月	同上	同上	70人以上
10月	同上		同上
11月	同上		50人以上

※ 事務局には、従事者を総括する者を常時配置すること。

※ 人員配置にあたっては、事務量の多寡を考慮した配置計画としつつ、申請の急増等に対応できる体制とすること。

- ・ 事務局会場（必要な駐車場を含む）については、委託先が確保するものとし、その費用については、委託先負担とする。
- ・ 事務局の運営に必要な専用の電話回線について、審査業務における申請者との電話連絡等が円滑に進むよう5本以上の回線（フリーダイヤルでなくても良い）を確保すること。
- ・ 机・椅子・棚などの什器、電話、FAX及びインターネット回線使用料、光熱費、パソコン、複合機、シュレッダー、文書等の発送料、その他事務用品等の事務局の設置・運営に要する費用については、委託先負担とする。
- ・ 事務局運営においては、オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行うこと（問い合わせ窓口、審査も同じ）。
- ・ 事務局運営においては、十分な個人情報漏洩対策や情報セキュリティ対策を講じること（問い合わせ窓口、審査も同じ）。
- ・ 本業務専用の口座を開設し、支援金の給付が完了するまで適切に管理すること。また、口座の出納状況及び残高は、適宜報告が可能な状況にしておくこと。

(2) 問い合わせ窓口（コールセンター）の設置・運営

- ・ 申請に関する問い合わせに対応するため、問い合わせ窓口（コールセンター）を県内に開設すること。なお、問い合わせ窓口（コールセンター）については、円滑な運営のため、事務局内または事務局との密な連携が可能な場所に設置することが望ましい。

- ・ 問い合わせ窓口（コールセンター）についても、事務局会場と同様に委託先が確保するものとし、その費用については、委託先負担とする。
- ・ また、机・椅子・棚などの什器、電話、FAX及びインターネット回線使用料、光熱費、パソコン、複合機、シュレッダー、文書等の発送料、その他事務用品等のコールセンターの設置・運営に要する費用については、委託先負担とする。
 - ① 設置期間：令和3年7月26日（月：予定）から令和3年9月30日（木）まで
 - ② 受付時間：午前9時～午後5時（土日祝除く）
 - ③ 電話回線：混雑しないよう、10本以上の回線（フリーダイヤルでなくても良い）を確保すること。
 - ④ 留意事項：問い合わせ対応簿を作成し、県商工政策課へ日次報告を行うこと。

(3) スケジュール及びマニュアルの作成

- ・ 事業の遂行スケジュールを作成すること。
- ・ 本事業の実施にあたって必要となる事業者用マニュアル（問い合わせ窓口、審査を含む）を作成すること。ただし、給付手続に当たってのQ&A等の作成は、県商工政策課と協議すること。

(4) チラシの作成

- ・ 関係機関等を通じて対象者に広く周知するため、補助金の情報が記載されたチラシ（A4両面カラー1枚、総数5万枚程度）の作成を行い、送付を行うこと。なお、チラシの作成・送付に要する費用は委託先負担とする。
- ・ 送付先については、県が後日提供するリストに基づくものとする。（100～150箇所程度を想定）

(5) 新聞広告の掲出

- ・ 対象者へ広く周知を図るため、申請期間中に3回以上の新聞広告を掲出すること。
- ・ なお、新聞広告によらない場合は、広く県内事業者に対する周知効果が十分に担保できる方法を後日県に提案し、周知に努めること。

(6) 支援金申請書類の受付

- ・ 申請は郵送（簡易書留やレターパックなど、申請者が追跡可能な手段であることが望ましい）で受け付けること。
- ・ なお、電子申請による受付を行うことは妨げないが、システム構築に要する費用は委託先負担とし、必ず郵送と併用して受け付けるものとする。
- ・ 受付簿を作成し、県商工政策課へ日次報告を行うこと。また、受付件数の集計（日計、週計、月計）を行うこと。

(7) 支援金申請書類の審査

別紙3の「審査の主なポイント」に基づき、次のとおり審査を行うこと。

- ・ 支援金の申請書類について、書類不足及び記入不足がないか審査を行うこと。
- ・ 申請内容と証明書類を照らし合わせ、内容に誤りがないか審査を行うこと。
- ・ 申請内容は、令和3年5月～6月の期間のうち、ひと月の事業収入が前年又は前々年同期比50%以上減少している中小法人等、個人事業者に係るものであるか審査を行

うこと。

- ・ 重複して申請していないか必ず確認すること。
- ・ 申請書記入事項及び添付書類の不備や疑義があった場合など、必要に応じて申請者と連絡調整や修正及び再提出の依頼を行うこと。

(8) 支援金の給付

- ・ 提出された申請書類の記載内容、証拠書類等に不備がない状態であれば、2週間程度での給付を目安とすること。
- ・ 審査終了後、少なくとも週1回は、事業者に対し支援金の給付を行うこと。
- ・ 支援金の給付手続に係る振込手数料等については、委託先負担とする。
- ・ 支援金給付のための原資は、委託先からの補助金申請を経て、県が別途本業務専用口座に振り込む。

(9) 予算管理

- ・ 当委託業務に係る専用の口座を開設すること。
- ・ 委託料及び補助金に関する予算管理を行い、支援金の給付事務処理状況について、県商工政策課へ日次報告を行うこと。

(10) 申請書の管理

- ・ 支援金交付決定後の申請書については、受理番号順やふりがな順などにより、ドットファイル等により保管管理を行うこと。
- ・ 申請書については、(11)の提出とともに、県商工政策課へ引き渡すこと。

(11) 業務委託内容の結果報告書及び補助金実績報告書の作成

- ・ 委託業務終了時には、委託業務の一切を記録した報告書を作成すること。作成した報告書は委託事業の実績報告時に4部提出し、併せて、報告書の電子データを提出すること。
- ・ 補助金の交付事務に係る原資の補助金実績報告書についても、上記に併せて提出の上、補助金の精算を行うこと。

(12) その他、事業の遂行のために必要な一切の業務

6 その他

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項で業務に必要な事項は、委託者及び県商工政策課が協議して定めるものとする。
- (2) 本業務を円滑に遂行するため、県が必要と認めるときには、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (3) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法により適切に管理すること。

中小法人等

算定方法について

<基本型>

例 1) 5月を対象月とし、2019年5月と比較した場合 ※決算月：3月

2019年5月及び6月の月間事業収入の合計：200万円…(A)

2019年5月の月間事業収入：100万円

2021年5月の月間事業収入：20万円…(B)

2019年度	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	70	100	100	80	90	120	100	100	90	110	80	80

2019年5月及び6月の事業収入の合計

100万円 + 100万円 = 200万円

2021年度	2021年									2022年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	40	20	30									

(1) 減少率

$(100万円 - 20万円) \div 100万円 \times 100 = 80\%$ … 給付対象

(2) 給付額

$$S = A - B \times 2$$

S：給付額 ※上限額：30万円

A：2019年又は2020年の5月と6月の月間事業収入の合計

※例1の場合は2019年

B：対象月の月間事業収入

(2019年又は2020年同月比で事業収入が相当減少した月)

160万円 = (A)200万円 - (B)20万円 × 2

160万円 > 30万円 (上限額)

(S)給付額30万円

例2) 6月を対象月とし、2019年6月と比較した場合 ※決算月：5月

2019年5月及び6月の月間事業収入の合計：300万円…(A)

2019年6月の月間事業収入：200万円

2021年6月の月間事業収入：80万円…(B)

2018年度	2018年							2019年				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	180	100	100	80	90	120	100	100	170	110	150	100

2019年度	2019年							2020年				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	200	100	100	100	90	120	100	100	90	70	50	10

2019年5月及び6月の事業収入の合計

100万円 + 200万円 = **300万円**

2021年度	2021年							2022年				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	80											

(1) 減少率

$(200万円 - 80万円) \div 200万円 \times 100 = 60\%$ … 給付対象

(2) 給付額

$$S = A - B \times 2$$

S：給付額 ※上限額：30万円

A：2019年又は2020年の5月と6月の月間事業収入の合計

※例2の場合は2019年

B：対象月の月間事業収入

(2019年又は2020年同月比で事業収入が相当減少した月)

なお、例2の場合、2019年5月と6月が属する事業年度が異なるため、確定申告書類は2018年度と2019年度の両方を提出する必要があります。

140万円 = (A)300万円 - (B)80万円 × 2

140万円 > 30万円 (上限額)

(S)給付額30万円

<創業特例①（2019年又は2020年に設立した中小法人等への特例）>

例) 2019年10月に設立（3月決算）、2021年5月を対象月とした場合

設立から2019年12月までの事業収入の合計：180万円…(A)

設立から2019年12月までの月数：3…(M)

設立から2019年12月までの月平均の事業収入：180万円÷3月＝60万円

2021年5月の事業収入：20万円…(B)

2019年度	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
							40	70	70	60	40	50

設立から2019年12月までの月平均の事業収入

→ (40万円+70万円+70万円) ÷ 3月

= 60万円

2021年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	20	20	20	30	30	40	30	30	3	5	10	

(1) 減少率

(60万円－20万円) ÷ 60万円 × 100 = 66.7% …給付対象

(2) 給付額

$$S = A \div M \times 2 - B \times 2$$

S：給付額 ※上限額：30万円

A：設立した月から同年12月までの事業収入の合計

M：設立した月から同年12月までの月数

(設立した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす)

B：対象月の月間事業収入

80万円 = (A)180万円 ÷ (M)3 × 2 - (B)20万円 × 2

80万円 > 30万円 (上限額)

(S)給付額30万円

<創業特例②（2020年に設立した中小法人等への特例）>

例) 2020年11月に設立（10月決算）も、2020年12月まで事業収入なし。

2021年6月を対象月とした場合

2021年の1月から4月までの事業収入の合計：100万円・・・(A)

2021年の1月から4月までの月平均の事業収入：100万円／4＝25万円

2021年6月の事業収入：10万円・・・(B)

2020年度	2020年		2021年									
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	0	0	0	30	30	40	15	5				

2021年1月～4月の月平均の事業収入

→ (0円 + 30万円 + 30万円 + 40万円) ÷ 4月 = 25万円

(1) 減少率

(25万円 - 5万円) ÷ 25万円 × 100 = 80% ……給付対象

(2) 給付額

$$S = A \div M \times 2 - B \times 2$$

S：給付額 ※上限額：30万円

A：2021年の1月から4月までの事業収入の合計

M：4

B：対象月の月間事業収入

(2021年の1月から4月までの月平均と比べて事業収入が減少した月)

40万円 = (A) 100万円 ÷ (M) 4 × 2 - (B) 5万円 × 2

40万円 > 30万円 (上限額)

(S) 給付額30万円

<創業特例③（2021年に設立した中小法人等への特例）>

例) 2021年3月に設立（2月決算）。2021年5月を対象月とした場合

設立から2021年4月までの総事業収入：80万円…(A)

設立から2021年4月までの月数：2…(M)

2020年の月平均の事業収入：80万円／2＝40万円

2021年5月の事業収入：10万円…(B)

2021年度	2021年										2022年	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	40	40	10	15								

2021年3月～4月の月平均の事業収入

→ (40万円+40万円) ÷ 2月 = **40万円**

(1) 減少率

(40万円－10万円) ÷ 40万円 × 100 = 75% … 給付対象

(2) 給付額

$$S = A \div M \times 2 - B \times 2$$

S：給付額 ※上限額：30万円

A：設立月から2021年4月までの事業収入の合計

M：設立月から2021年4月までの月数

(設立月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす)

B：対象月の月間事業収入

(設立月から2021年4月までの月平均の事業収入と比べて事業収入が50%以上減少した月)

$$60万円 = (A)80万円 \div (M)2 \times 2 - (B)10万円 \times 2$$

$$60万円 > 30万円 (上限額)$$

(S)給付額30万円

<季節性収入特例>

例) 2019年5月及び6月と比較した場合(9月決算)

2019年5月及び6月の事業収入合計: 600万円…(A)

2021年5月及び6月の事業収入合計: 90万円…(B)

2018年度	2018年			2019年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	0	0	0	0	0	0	20	350	250	10	10	0

2019年度	2019年			2020年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	0	0	0	0	0	0	10	50	200	20	10	0

2019年1月～12月の事業収入の合計: 640万円

2019年5月～6月の事業収入の合計: 300万円 + 250万円 = 600万円

2021年度	2020年			2021年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	0	0	0	0	0	0	10	40	50			

2021年1月～12月の事業収入の合計: 40万円 + 50万円 = 90万円

(1) 減少率

$(600万円 - 90万円) \div 600万円 \times 100 = 90\%$ …給付対象

(2) 2019年5月～6月の事業収入合計が2019年の年間事業収入に占める割合

$600万円 \div 640万円 \times 100 = 93.7\%$ …特例適用対象

(3) 給付額

$$S = A - B$$

S: 給付額 ※上限額: 30万円

A: 2019年5月及び6月の事業収入の合計

B: 2021年12月及び6月の事業収入の合計

510万円 = (A) 600万円 - (B) 90万円

510万円 > 30万円 (上限額)

(S) 給付額30万円

※内容が一部変更となる場合があります。

個人事業者

算定方法について

<基本型>

(青色申告の場合)

例1) 5月を対象月とし、2019年5月と比較した場合

2019年5月及び6月の月間事業収入の合計：90万円…(A)

2019年5月の月間事業収入：40万円

2021年5月の月間事業収入：10万円…(B)

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	50	30	20	60	40	50	40	50	50	40	30	40

2019年5月及び6月の事業収入の合計
40万円 + 50万円 = 90万円

2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	30	20	10	10	20						

(1) 減少率

$(40万円 - 10万円) \div 40万円 \times 100 = 75\%$ … 給付対象

(2) 給付額

$$S = A - B \times 2$$

S：給付額 ※上限額：15万円

A：2019年又は2020年の5月と6月の月間事業収入の合計

※例1の場合は2019年

B：対象月の月間事業収入

(2019年又は2020年同月比で事業収入が相当減少した月)

70万円 = (A)90万円 - (B)10万円 × 2

70万円 > 15万円 (上限額)

(S) 給付額15万円

※ 青色申告を行っている者であって、

- ① 所得税青色申告決算書を提出しない者
- ② 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者
- ③ 相当の事由により当該書類を提出できない者

は、次の白色申告を行っている者等と同様に、2019年又は2020年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

ただし、提出する確定申告書類と同年分に係る収入状況について記載した収入等申立書（様式5-1）を提出することで、2019年又は2020年の月平均の事業収入ではなく、2019年又は2020年同月の月間事業収入と比較することができます。

（白色申告の場合）

例2）6月を対象月とし、2020年の月平均と比較した場合

2020年の年間事業収入：480万円・・・(A)

2020年の月平均の事業収入：480万円/12=40万円

2021年6月の月間事業収入：10万円・・・(B)

2020年	合計											
	480											
2020年の月平均事業収入 →480万円÷12=40万円												
2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	20	20	40	40	20	10						

(1) 減少率

$(40万円 - 10万円) \div 40万円 \times 100 = 75\%$ ……給付対象

(2) 給付額

$$S = A - B \times 2$$

S：給付額 ※上限額：15万円

A：2019年又は2020年の5月と6月の月間事業収入の合計

※例2の場合は2020年の月平均の事業収入を2倍したもの

B：対象月の月間事業収入

(2019年又は2020年同月比で事業収入が50%以上減少した月)

$$60万円 = (A) 80万円 - (B) 10万円 \times 2$$

60万円 > 15万円 (上限額)

(S) 給付額15万円

なお、提出する確定申告書類と同年分に係る収入状況について記載した収入等申立書（様式5-1）を提出することで、2019年又は2020年の月平均の事業収入ではなく、2019年又は2020年同月の月間事業収入と比較することができます。

<新規開業特例①（2019年又は2020年に開業した個人事業者への特例）>

例) 2019年5月に開業，2019年5月を対象月とした場合

2019年の年間事業収入：320万円・・・(A)

開業から2019年12月までの月数：8・・・(M)

2019年の開業後の月平均事業収入：320万円／8月＝40万円

2021年5月の月間事業収入：5万円・・・(B)

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
					50	40	40	50	40	30	40	30	320

開業後の月平均事業収入
→320万円÷8月＝40万円

2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	10	15	20	10	5	10						

(1) 減少率

(40万円－5万円) ÷ 40万円 × 100 = 87.5% ……給付対象

(2) 給付額

$$S = A \div M \times 2 - B \times 2$$

S：給付額 ※上限額：15万円

A：2019年の年間事業収入

M：2019年の開業後月数

(開業した月は，操業日数にかかわらず，1か月とみなす)

B：対象月の月間事業収入

(開業した月から同年12月までの月平均と比べて事業収入が減少した月)

70万円 = (A) 320万円 ÷ (M) 8 × 2 - (B) 5万円 × 2

70万円 > 15万円 (上限額)

(S) 給付額15万円

<新規開業特例②（2020年に開業した個人事業者への特例）>

- 例) 2020年11月に開業届を提出したが、12月まで事業収入なし。
2021年6月を対象月とした場合
 2021年1月から4月までの事業収入の合計：100万円・・・(A)
 2021年6月の月間事業収入：10万円・・・(B)

2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	10	10	30	50	15	10						

2021年1月～4月の月平均の事業収入

→ (10万円+10万円+30万円+50万円) ÷ 4月 = **25万円**

(1) 減少率

(25万円-10万円) ÷ 25万円 × 100 = 60% ……給付対象

(2) 給付額

$$S = A \div M \times 2 - B \times 2$$

S：給付額 ※上限額：20万円

A：2021年1月から4月までの事業収入の合計

M：4

B：対象月の月間事業収入

(2021年1月から4月までの月平均と比べて事業収入が減少した月)

30万円 = (A) 100万円 ÷ (M) 4月 × 2 - (B) 10万円 × 2

30万円 > 15万円 (上限額)

(S) 給付額15万円

<新規開業特例③（2021年に開業した個人事業者への特例）>

例) 2021年2月に開業。2021年5月を対象月とした場合

2021年2月から4月までの事業収入の合計：90万円・・・(A)

開業から2021年4月までの月数：3

2021年2月から4月までの月平均の事業収入：90万円／3月＝30万円

2021年5月の月間事業収入：10万円・・・(B)

2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		10	30	50	10	15						

2021年2月～4月の月平均の事業収入

→ (10万円+30万円+50万円) ÷ 3月 = **30万円**

(1) 減少率

(30万円－10万円) ÷ 30万円 × 100 = 66.7% ……給付対象

(2) 給付額

$$S = A \div M \times 2 - B \times 2$$

S：給付額 ※上限額：15万円

A：開業月から2021年4月までの事業収入の合計

M：開業から2021年4月までの月数

(開業月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす)

B：対象月の月間事業収入

(開業月から2021年4月までの月平均と比べて事業収入が減少した月)

$$40万円 = (A) 90万円 \div (M) 3月 \times 2 - (B) 10万円 \times 2$$

40万円 > 15万円 (上限額)

(S) 給付額15万円

<季節性収入特例>

例) 2019年5月及び6月と比較した場合

2019年5月及び6月の事業収入合計：400万円…(A)

2021年5月から6月までの事業収入合計：80万円…(B)

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	0	0	5	55	200	200	35	5	0	0	0	0	500

2019年5月～6月の事業収入の合計 200万円+200万円=400万円

2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	0	0	0	20	50	30						

2021年5月～6月の事業収入の合計 50万円+30万円=80万円

(1) 減少率

$(400万円 - 80万円) \div 400万円 \times 100 = 80\%$ …給付対象

(2) 2019年5月～6月の事業収入合計が2019年の年間事業収入に占める割合

$400万円 \div 500万円 \times 100 = 80\%$ …特例適用対象

(3) 給付額

$$S = A - B$$

S：給付額 ※上限額：15万円

A：対象2か月（2021年5月及び同年6月）の事業収入の合計

B：基準2か月（2019年5月及び同年6月，2020年5月及び同年6月のいずれか）の事業収入の合計

※例の場合は2019年5月及び同年6月の事業収入の合計

320万円 = (A)400万円 - (B)80万円

320万円 > 15万円（上限額）

(S)給付額15万円

※内容が一部変更となる場合があります。

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者

算定方法について

<基本型>

例1) 5月を対象月とし、2019年の月平均と比較した場合

2019年の年間業務委託契約等収入：480万円…(A)

2019年の月平均の業務委託契約等収入：480万円/12=40万円

2021年5月の月間業務委託契約等収入：10万円…(B)

2020年	合計											
	480											

2020年の月平均業務委託契約等収入

→480万円÷12=40万円

2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	2	10	20	30	10	15						

(1) 減少率

$(40万円 - 10万円) \div 40万円 \times 100 = 75\%$ …給付対象

(2) 給付額

<算定方法>

$$S = A - B \times 12$$

S：給付額 ※上限額 15万円

A：2019年又は2020年の業務委託契約等収入の月平均の2倍

※例1の場合、2020年

B：対象月の月間業務委託契約等収入

(2019年又は2020年の月平均と比べて業務委託契約等収入が50%以上減少した月)

60万円 = (A) 80万円 - (B) 10万円 × 2

60万円 > 15万円 (上限額)

(S) 給付額15万円

<新規開業特例①（2019年又は2020年に開業した個人事業者への特例）>

例) 2019年6月に開業，2021年6月を対象月とした場合

2019年の業務委託契約等収入合計：210万円…(A)

2019年の開業後月数：7月…(M)

2019年の月平均の業務委託契約等収入：210万円／7＝30万円

2021年6月の業務委託契約等収入：10万円…(B)

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
									210			

2020年の月平均業務委託契約等収入 → 210万円 ÷ 7 = 30万円

2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	10	20	10	10	20	10						

(1) 減少率

(30万円－10万円) ÷ 30万円 × 100 = 66.7% …給付対象

(2) 給付額

$$S = A \div M \times 2 - B \times 2$$

S：給付額 ※上限額：15万円

A：2019年又は2020年の年間業務委託契約等収入

※例2の場合は2019年

M：開業月から同年12月までの月数

(開業した月は，操業日数にかかわらず，1か月とみなす)

B：対象月の月間業務委託契約等収入

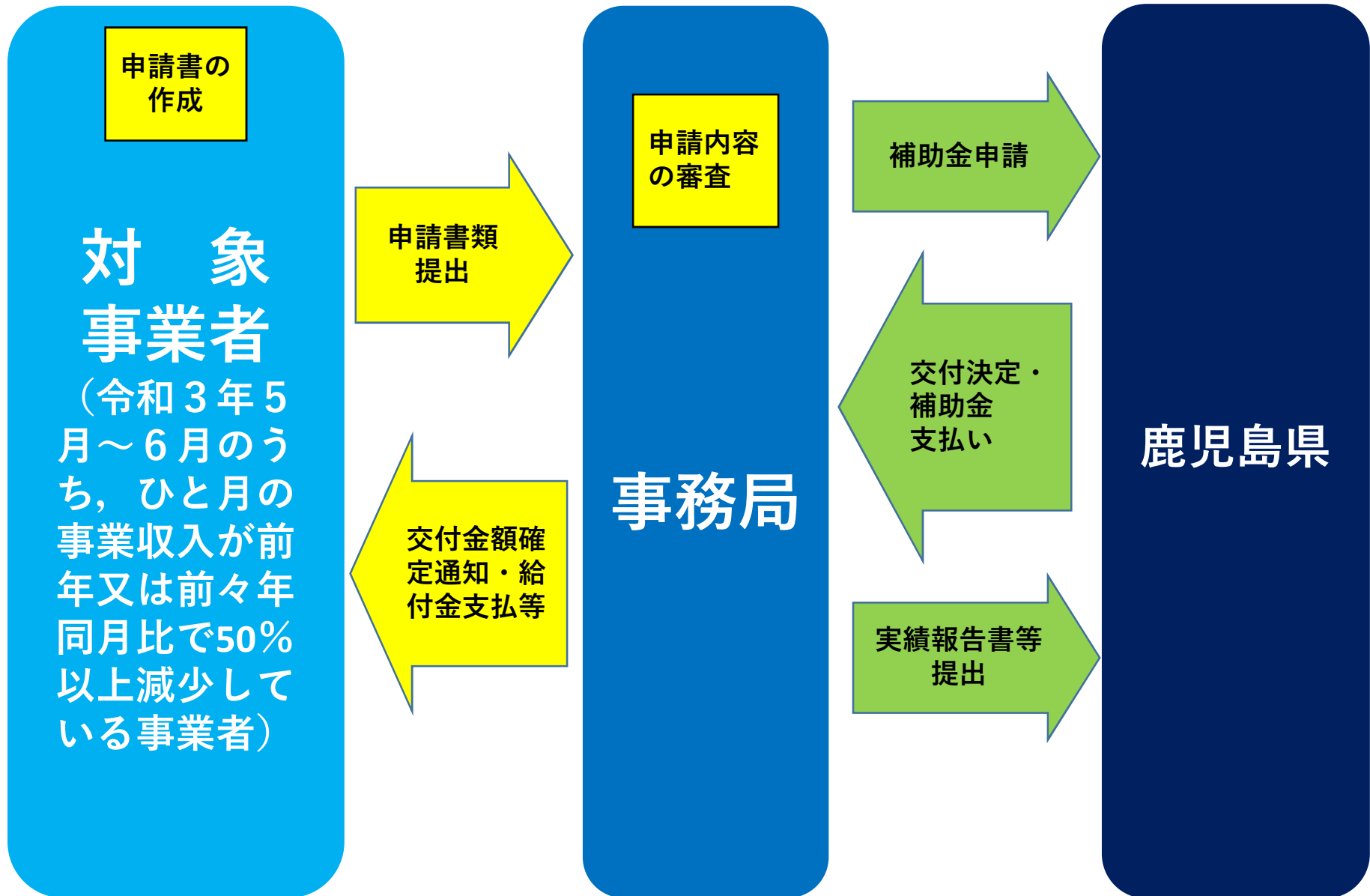
(2019年又は2020年の月平均と比べて業務委託契約等収入が50%以上減少した月)

$$40万円 = (A) 210万円 \div (M) 7 \times 2 - (B) 10万円 \times 2$$

40万円 > 15万円 (上限額)

(S) 給付額15万円

事業継続一時支援金給付事業スキーム



審査の主なポイント
 (鹿児島県事業継続一時支援金・基本型及び新規開業者向け)

※内容が一部変更となる場合があります。

提出書類	書類審査の主なポイント
補助金交付申請書 兼請求書	<p>①申請日は申請期間内であるか。</p> <p>②申請者の押印があるか(個人事業者は認印, 法人は代表者丸印)。 ※シャチハタ不可</p> <p>③各項目(事業者情報, 振込先情報, 事業収入, 対象月, 申請額等)に記載漏れはないか。 ※対象月は, 売上減少の要件を満たす月が正しく選択されているか確認</p> <p><添付書類との照合></p> <p>④対象月と比較する年の5月と6月の事業収入が, 青色申告決算書に記載される額, あるいは確定申告書第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額を12で割ったものと一致するか。</p> <p>⑤対象月の月間事業収入が, 対象期間の売上台帳に記載された収入金額と一致するか。</p>
確定申告書類	<p>①以下の書類が揃っているか。</p> <p>〔 <個人>青色申告: 確定申告書B(第1表) + 青色申告決算書(2枚組) 白色申告: 確定申告書B(第1表) + 収支内訳書 <法人>確定申告書別表1 + 法人事業概況説明書 〕</p> <p>※ 法人の場合, 事業年度がまたがる場合は, 複数年度分必要</p> <p>②対象月と比較する年の申告書類が提出されているか。</p> <p>③税務署の受付印があるか(電子申請の場合は送信票が添付されているか)。 ※受付印がない場合は納税証明書の添付があるか。</p> <p>④第1表の「住所」又は青色申告決算書(白色申告の場合は収支内訳書, 法人の場合は法人事業概況説明書)に記載される「事</p>

	業所所在地」のいずれかが鹿児島県内の住所であるか。
対象期間の売上台帳	①正しい年の売上台帳が提出されているか(2021年5月, 6月)。 ※売上が0円であった場合でもその旨が記載された台帳が必要。 ②月の合計売上金額が正しく計算されているか。
本人確認書類の写し ※個人事業者のみ	①住所, 氏名, 明瞭な顔写真のある下記のいずれかの書類が提出されているか。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> (1)運転免許証(両面) (2)個人番号カード(表面のみ) (3)写真付きの住民基本台帳カード (4)在留カード, 特別永住者証明書, 外国人登録証明書 ※(1)~(4)を保有していない者は下記の組合せで代替可能 (5)住民票の写し+パスポート (6)住民票の写し+各種健康保険証 </div> ②有効期間内の証明書等であるか。 ③氏名, 住所, 生年月日等が申請書に記載された内容と一致するか。
通帳の写し	①通帳の表紙に記載された銀行, 支店, 口座名義, 口座番号等が申請書に記載された内容と一致するか。 ②口座名のフリガナが付されているか。
誓約書	①日付, 申請者住所, 名称及び代表者職・氏名(個人事業者の場合は氏名)に記入漏れがないか。 ②日付は申請期間内の日付であるか。 ③申請者の押印があるか(個人事業者は認印, 法人は代表者丸印)。 ※シャチハタ不可
開業届 ※新規開業特例のみ ※法人の場合は履歴事項全部証明書	①税務署の受付印があるか。 ②提出日が令和3年7月26日以前であるか。 ③開業日が令和3年4月30日以前であるか。

審査の主なポイント
 (鹿児島県事業継続一時支援金・フリーランス向け)

※内容が一部変更となる場合があります。

提出書類	書類審査の主なポイント
補助金交付申請書 兼請求書	<p>①申請日は申請期間内であるか。</p> <p>②申請者の押印があるか（認印）。 ※シャチハタ不可</p> <p>③各項目（事業者情報、振込先情報、事業収入、対象月、申請額等）に記載漏れはないか。 ※対象月は、売上減少の要件を満たす月が正しく選択されているか確認</p> <p><添付書類との照合></p> <p>④対象月と比較する年の年間事業収入が、確定申告書第一表における「収入金額等」の「給与」又は「雑 その他」欄に記載される額と一致するか。</p> <p>⑤対象月の月間事業収入が、対象期間の売上台帳に記載された収入金額と一致するか。</p>
確定申告書類	<p>①以下の書類が揃っているか。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p><個人>青色申告：確定申告書B（第1表）+ <u>青色申告決算書（2枚組）</u> 白色申告：確定申告書B（第1表）+ <u>収支内訳書</u></p> <p><法人>確定申告書別表1 + <u>法人事業概況説明書</u></p> </div> <p>②対象月と比較する年の申告書類が提出されているか。</p> <p>③税務署の受付印があるか（電子申請の場合は送信票が添付されているか）。 ※受付印がない場合は納税証明書の添付があるか。</p> <p>④第1表の「住所」又は青色申告決算書（白色申告の場合は収支内訳書）に記載される「事業所所在地」のいずれかが鹿児島県内の住所であるか。</p>

<p>対象期間の業務委託契約等収入がわかる書類</p>	<p>①正しい年の売上台帳が提出されているか(2021年5月, 6月)。 ※売上が0円であった場合でもその旨が記載された台帳が必要。 ②月の合計売上金額が正しく計算されているか。</p>
<p>業務委託契約等収入であることを示す書類</p>	<p>①以下の組合せにより正しく提出されているか。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)対象月と比較する年の業務委託契約書等 (2)対象月と比較する年の支払調書, 源泉徴収票, 支払明細書のいずれか (3)通帳の写し ※(1)+(2), (1)+(3), (2)+(3)のいずれかの組合せ ただし, (2)で源泉徴収票を選択する場合は(1)との組合せが必須</p> </div> <p>②業務委託契約書については, 契約を締結した当事者の署名又は記名押印があるか。 ※申請者本人が発注者である場合は認められない。</p> <p>③契約書の名称が「雇用契約」, 「労働契約」, 「贈与契約」となっていないか。</p> <p>④支払明細書については, 支払者の署名又は記名押印があるか。</p>
<p>申請者本人名義の国民健康保険証の写し</p>	<p>①申請者本人名義のものであるか。 ②資格取得日が2020年以前のものであるか。 ③有効期限内のものであるか。</p>
<p>本人確認書類の写し</p>	<p>①住所, 氏名, 明瞭な顔写真のある下記のいずれかの書類が提出されているか。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)運転免許証(両面) (2)個人番号カード(表面のみ) (3)写真付きの住民基本台帳カード (4)在留カード, 特別永住者証明書, 外国人登録証明書 ※(1)~(4)を保有していない者は下記の組合せで代替可能 (5)住民票の写し+パスポート (6)住民票の写し+各種健康保険証</p> </div> <p>②有効期間内の証明書等であるか。 ③氏名, 住所, 生年月日等が申請書に記載された内容と一致する</p>

	か。
通帳の写し	<p>①通帳の表紙に記載された銀行，支店，口座名義，口座番号等が申請書に記載された内容と一致するか。</p> <p>②通帳の見開き1・2ページ目に口座名のフリガナが付されているか。</p>
誓約書	<p>①日付，申請者住所，氏名に記入漏れがないか。</p> <p>②日付は申請期間内の日付であるか。</p> <p>③申請者の押印があるか（認印）。 ※シャチハタ不可</p>
開業届 ※新規開業特例のみ	<p>①税務署の受付印があるか。</p> <p>②提出日が令和3年7月26日以前であるか。</p> <p>③開業日が令和3年4月30日以前であるか。</p>